

【資料 2】

○春日井市附属機関設置条例（抜粋）

平成27年 3月20日

条例第 2 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、法令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、附属機関の設置について必要な事項を定めるものとする。

（設置及び担当事務）

第 2 条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、それぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

（委員の定数）

第 3 条 附属機関の委員の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

（委任）

第 4 条 この条例に定めるもののほか、第 2 条第 1 項の附属機関の組織及び運営について必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条、第 3 条関係）

執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	《省略》		
	春日井市障がい者 施策推進協議会	障害者に関する施策について、総合的かつ計画的な推進に必要な事項、関係者相互の連絡調整を要する事項並びに障害者計画及び障害福祉計画の策定に関する事項についての調査及び審議	15人以内

《省略》